

役員及び評議員の報酬等に関する規程

公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千歳市体育協会（以下「協会」という。）の定款に定める役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものでその名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 この法人の常時勤務する役員には、報酬、扶養手当、住居手当、役員手当、通勤手当、寒冷地手当及び、期末手当を支給する。

- 2 前項の報酬月額、別表第1のとおりとし、初任の役員報酬は、4号俸とする。ただし、適用にあつては、経験年数等を考慮し別に定めることができる。
- 3 役員手当は、月額17,000円とし、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当の支給額及び、支給率等は協会職員の例による。
- 4 第2項に規定する報酬及び手当の支給方法は、協会職員の例による。
- 5 非常勤役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給する。その報酬額は別表第4に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 役員が協会用務のため旅行したときは、その旅行に対し順路により費用を弁償する。

- 2 前項の規程による費用弁償は、公益財団法人千歳市体育協会旅費規程に定めるところによる。

(功労金)

第5条 常時勤務する役員が退職する場合は、功労金を支給することができる。

- 2 功労金の支給は、公益財団法人千歳市体育協会退職金規程を準用する。た

役員及び評議員の報酬等に関する規程

だし、当該役員の在職期間中給与等の支給を他から受けている期間がある場合には、その期間は功労金の算定基準の期間には含まれていない。

(千歳市を退職し、再就職した役員の報酬の特例)

第6条 千歳市職員の外郭団体等への再就職に関する取扱要領(平成9年6月1日市長決裁)により、公益財団法人千歳市体育協会役員の報酬に関する規程の常時勤務する役員には、別表第2のとおり報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 前項の規定によらずに再就職した役員には、別表第3のとおり報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

3 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する役員に支給し、期末手当の額は100分の112.5を乗じて得た額とする。

(公表)

第7条 当財団はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が理事会の承認を経て、定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日 一部改正)

(施行期日等)

1 この規定は、平成26年12月12日から施行し、この規定による改定後の公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程(以下「改定後の規程」という。)別表第1(第3条第2項)常時勤務する役員の報酬(別紙1)の規定は平成26年4月1日から、別表第1(第3条第2項)常時勤務する役員の報酬(別紙2)の規定は平成27年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規定による改定後の規程を適用する場合には、改定前の規程に基づいて支給された報酬は、改定後の規程による報酬の内払とみなす。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(差額支給に関する特例措置)

- 3 改定後の別表第1(第3条第2項)常時勤務する役員の報酬の報酬月額が平成27年3月31日受けていた報酬月額に達しない役員に対しては、平成30年3月31日までの間、改定後の報酬月額に加え、その差額に相当する額を報酬として支給する。

附 則 (平成27年3月5日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程を準用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成28年3月31日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月21日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規定による改正後の公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第6条第1項の別表第2及び同条第2項の別表第3、同条第3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(給与の内払い)
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとする。

附 則 (平成30年2月13日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の規第6条第3項の規定、別表第2の規定

役員及び評議員の報酬等に関する規程

は平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払い)

- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後規程による給与の内払いとする。

附 則 (平成31年3月6日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規定は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の役員及び評議員の報酬等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の役員及び評議員の報酬等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年3月4日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の役員及び評議員の報酬等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員及び評議員の報酬等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和3年3月25日 一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月21日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規定は、評議員会の決議があったものとみなされた日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の役員及び評議員の報酬等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和3年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正

役員及び評議員の報酬等に関する規程

前の役員及び評議員の報酬等に関する規程に基づいて支給された報酬等は、改正後の規程の規定による報酬等の内払とみなす。

別表第1 (第3条第2項関係)

常時勤務する役員の報酬

平成31年4月1日～

号俸	報酬月額(円)	号俸	報酬月額(円)	号俸	報酬月額(円)
1	205,200	49	262,800	97	297,000
2	206,400	50	263,800	98	297,400
3	207,800	51	264,900	99	297,900
4	209,100	52	265,600	100	298,400
5	210,400	53	266,500	101	298,800
6	211,800	54	267,600	102	299,200
7	213,200	55	268,800	103	299,500
8	214,600	56	270,000	104	299,800
9	215,900	57	270,800	105	300,100
10	217,500	58	271,800	106	300,500
11	219,100	59	272,900	107	300,900
12	220,500	60	273,900	108	301,300
13	221,700	61	274,900	109	301,600
14	223,200	62	276,000	110	302,000
15	224,700	63	276,800	111	302,400
16	226,000	64	277,900	112	302,700
17	226,900	65	278,700	113	302,900
18	227,600	66	279,500	114	303,200
19	228,500	67	280,300	115	303,500
20	229,500	68	281,100	116	303,700
21	230,300	69	281,700	117	303,900
22	231,800	70	282,500	118	304,200
23	233,100	71	283,300	119	304,500
24	234,200	72	284,000	120	304,700
25	235,600	73	284,800	121	304,900
26	236,900	74	285,500	122	305,200
27	238,200	75	286,300	123	305,500
28	239,500	76	287,100	124	305,700
29	240,300	77	287,700	125	305,900
30	241,500	78	288,200	126	306,200
31	242,800	79	288,700	127	306,500
32	243,900	80	289,100	128	306,700
33	245,000	81	289,500	129	306,900
34	246,200	82	289,900	130	307,200
35	247,300	83	290,400	131	307,500
36	248,500	84	290,900	132	307,700
37	249,800	85	291,300	133	307,900
38	250,800	86	291,900		
39	252,100	87	292,500		
40	253,400	88	293,100		
41	254,400	89	293,400		
42	255,600	90	293,900		
43	256,500	91	294,400		
44	257,800	92	294,800		
45	258,600	93	295,200		
46	259,600	94	295,700		
47	260,700	95	296,200		
48	261,600	96	296,700		

役員及び評議員の報酬等に関する規程

別表第2（第6条第1項）

千歳市の退職勸奨を受け再就職した役員

	退職時部長職の報酬月額	適用年度
1	389,900円	60歳に到達する年度
2	389,900円	61歳に到達する年度
3	356,800円	62歳に到達する年度
4	315,100円	63歳に到達する年度
5	315,100円	64歳に到達する年度
6	289,700円	65歳に到達する年度

別表第2の2（第6条第1項）

千歳市を定年退職し再就職した役員

	退職時部長職の報酬月額	適用期間
1	274,600円	61歳に到達する年度から 65歳に到達する年度まで

別表第3（第6条第2項）

千歳市を退職し再就職をした役員

退職時の職	報酬月額
部長職	219,680円
次長職	204,160円
課長職	172,160円

別表第4（第3条第5項）

非常勤役員及び評議員の報酬

区分	要件	回数	報酬額
理事	理事会出席等必要の都度	1回	6,200円
監事	理事会・評議員会出席、監査等必要な都度	1回	6,200円
評議員	評議員会出席等必要の都度	1回	6,200円